



宝満山 登山道

第 11 章 運営・体制の整備

第 1 節 運営・体制の整備の方向性	152
第 2 節 運営・体制の整備の方法	152

第11章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

本史跡の運営・体制は、地権者と管理団体である筑紫野市及び太宰府市が地元地域・関係者等の協力を得て、文化庁や福岡県の指導協力を受けながらその役割分担を明確にして連携して行う。

また、史跡宝満山は現在も山岳信仰の続く史跡の山でありながら、多くの登山者を迎える山でもある。そのため、史跡と登山の共存という観点から定期的な巡視と入山者への指導、異常気象後の特別巡視などの日常管理が不可欠であり、近年の災害発生状況から継続可能な日常管理の体制を確立し、関係部局等との情報共有を図る。

第2節 運営・体制の整備の方法

1. 管理組織の立ち上げ

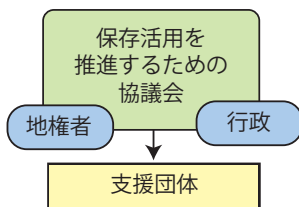


図11-1 管理体制の組織

史跡の保存活用に関する方針を一元的に検討・決定するために、整備を推進するための協議会等の組織を行政と地権者で立ち上げる。また、行政と地権者による協議会等の立ち上げとともに、将来にわたって継続可能な日常管理を行うために必要な体制について十分に協議し、支援団体の組織化を図る。

2. 内部の体制の拡充

史跡宝満山は広大な山岳遺跡であり、歴史の重層性等から長期間に及ぶ多岐に渡る内容の取り組みが求められている。そのため、管理団体である両市は保存から活用まで連携し、本計画で整理した各項目を推進していくため、事業に専従するための人員確保が不可欠である。人員については、考古学、歴史学、民俗学、宗教学などの専門職、広大な史跡地を日常管理するための要員等が必要であり内部体制の拡充を図る。

3. 横断的な情報共有の推進

広大な史跡であるため、文化財部局以外の森林や自然歩道を管理する林野庁、環境省、福岡県における治山・治水等の部局などとも情報を共有することができるような体制づくりを図り、各自治体内部でも関連部署との連絡調整に努める。

また、宝満山には文化財や登山、自然保護など様々な民間の団体が活動しており、史跡としての保存と活用を推進していく上でも、宝満山に関わる各団体との連携と調和が必要である。このため、主だった団体との連絡体制を構築し、各団体における取り組みや行事などの情報の共有を図り、史跡の保全を前提とした調整を図っていく。

さらに、山岳信仰の遺跡の保存活用に関する関連市町村と情報共有等の連携、推進を図っていく。

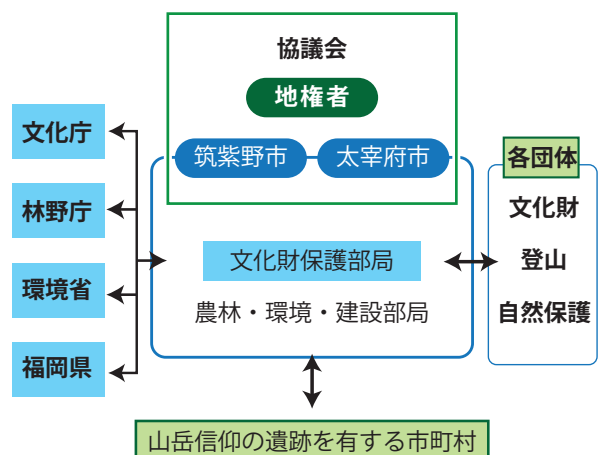
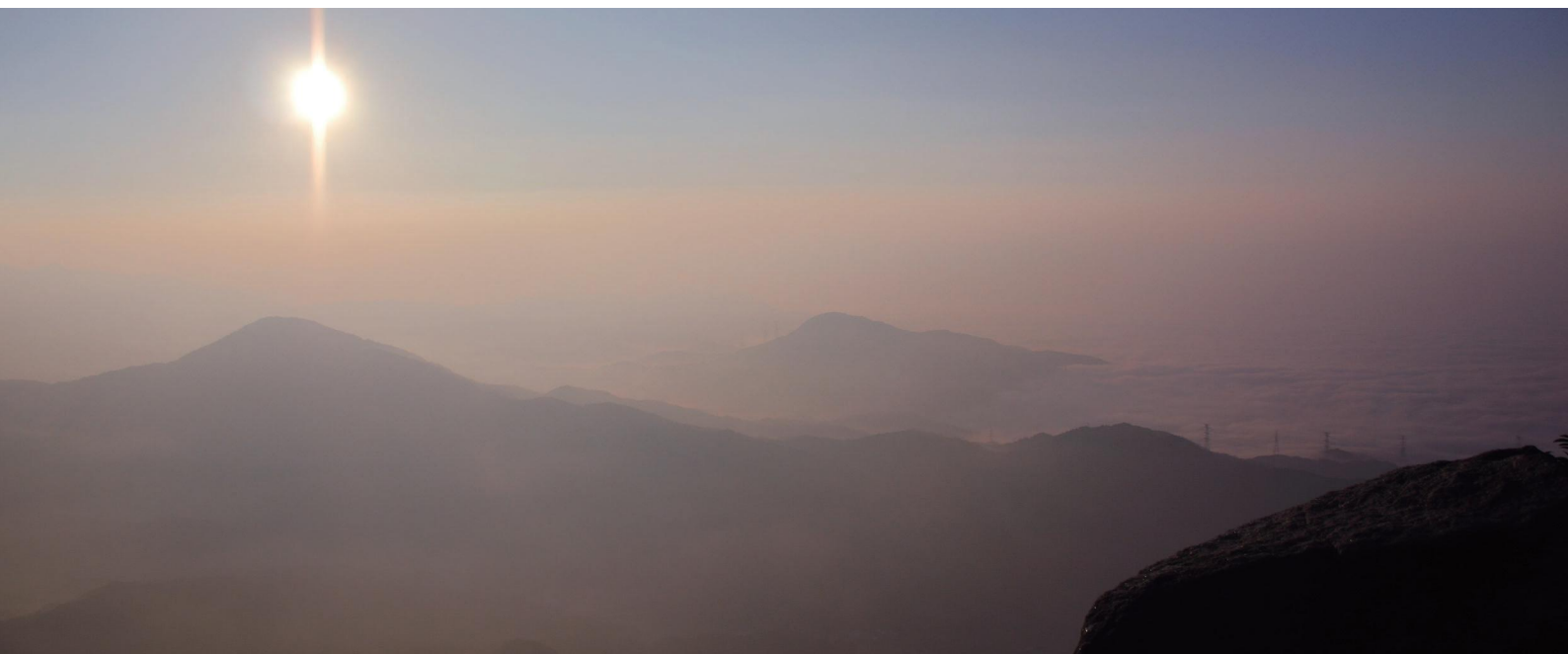


図11-2 関係団体等との情報共有



宝満山山頂から望むご来光

第 12 章 今後の取り組み

第 1 節 事業推進プログラム	154
第 2 節 計画の見直し	159

第12章 今後の取り組み

第1節 事業推進プログラム

これまでに示してきた史跡宝満山の保存管理、調査・研究、活用、整備、運営・体制の整備の施策について確実な実現のため、年次を整理して取り組んでいく。本史跡は広大な面積を持ち、管理団体が複数行政にまたがる上に地権者をはじめとする関係者数も多いため、今後の保存活用には調整協議に十分な時間を要する。ただし、近年の集中豪雨等による被災の現状もあり、遺跡保存の観点から早急な対応を求められる部分もあるため、それらの状況を勘案して段階的に実施していく。

事業推進としては、保存管理体制の構築や現地の応急的な対応と計画策定を行う第1期、整備が主体となる第2期、その後の計画の見直しや整備の更新などが主体となる第3期という期間が想定される。

本計画はその中の第1期にあたり、第2期の前半については関連から見込みを提示する。

第1期前半

史跡の保存活用を行うための基礎的な調査や調整を行う期間とする。まずは、史跡宝満山を一体的に整備するための調整機関である行政と地権者で構成された組織（協議会等）を立ち上げ、方向性などの決定を行う枠組みを検討する。また、史跡と山の管理の調和を図るため、関係部局や山の管理に携わる団体等と横断的な情報の共有を図って、本格的な整備計画策定に向けた事前協議を行う。

日常管理については組織（協議会等）で決定した方針に基づいて実務に取り組む体制を組織し、継続可能な日常管理の在り方を確立させる。あわせて被災箇所への応急復旧を行いながら史跡を保全する。一方で、史跡を保存整備していくための基礎的な情報の把握のための各種調査を行い、整備計画策定のための準備を進める。

活用では史跡としての情報発信に着手し、史跡の紹介とともに、史跡保存や見学時の安全確保に対する啓発を行う。

整備では既存の登山道を活用した仮の見学ルートを設定し、ルートにあわせて公開箇所を選定し伐採や草刈りなどの環境づくりを行うことで史跡の保全に配慮した価値の顕在化に取り組む。

第1期後半

第1期前半の調査・調整期間で一定程度の体制を整えるなど準備段階を経て、第1期後半は保存活用の実施を本格的に開始する。

保存管理では史跡宝満山の日常管理を行う支援団体の組織化を図る。

並行して史跡の価値を高め、新たな価値を見出すための総合的な調査・研究を推進して、その成果を積極的に公開・活用する。

整備においては、調査・研究の結果を踏まえた整備計画を有識者による委員会を設置して策定

する。計画を策定していくなかで関係者や部局の連携の強化を図る。

この段階から計画にもとづいた整備に着手する。史跡の保全の観点から緊急性の高い箇所から防災・減災に配慮した保存のための整備工事を実施する。また、遺構の整備推進として、見学路の整備やサイン計画に基づく解説板の設置などを行う。

第2期前半

第2期以降は第1期で行ってきた内容を精査し、修正や改良を行いながら保存活用を推進する。第2期前半は活用のための整備として、第1期で実施した保存のための整備内容の検証・分析を行い、本格的な整備を推進する段階である。

整備に伴って行う調査・研究の成果は、既存整備や整備後の維持・改修へ十分に反映させる必要がある。また、史跡に関わる関係者の連携や日常管理の体制については、実績に基づいた分析と見直しを行う。

第1期		第2期		第3期	
史跡宝満山保存活用計画		第2版 史跡宝満山保存活用計画		第3版 史跡宝満山保存活用計画	
計画期間 10年		計画期間 10年		計画期間 10年	
前半	後半	前半	後半	前半	後半



図 12-1 事業推進期間

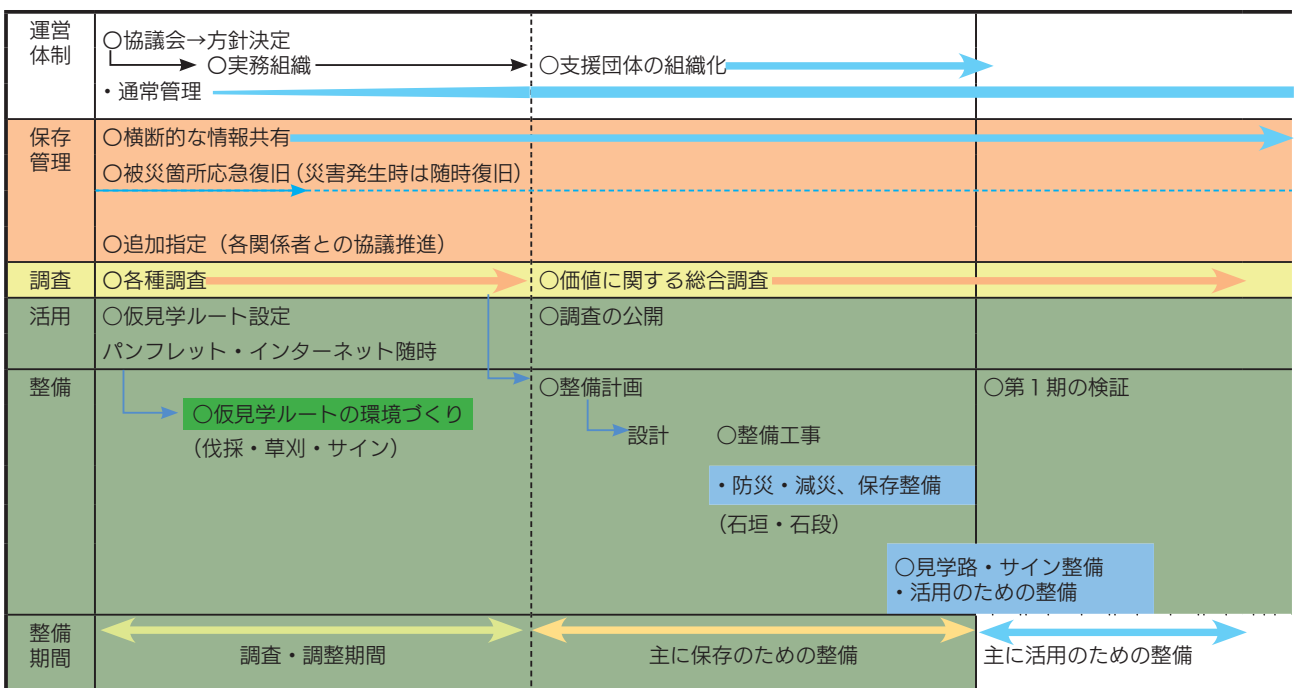


図 12-2 計画期間 (第1期) と第2期前半の事業の流れ

表 12-1 史跡宝満山保存活用計画措置表

1. 保存管理

			第1期		第2期以降
			前半	後半	
構成要素別の保存管理	価値を構成する要素	価値を構成する要素は点検の実施、維持の措置に作業計画書を作成し実施する			
		文化財保護法に基づく行為の規制・誘導に関わる事務処理			
	その他の要素	「史跡の保存活用に資する要素」等は史跡及び景観に配慮して保存する			
		「社寺の宗教活用に資する要素」「登山に資する要素」「その他の要素」のなかで、史跡の価値を損ねている要素は関係者と協議し、可能な限り取り除く			
	保護を要する範囲・周辺地域	史跡と同等な価値を有する要素は後世に継承するよう関係部局と協議・検討をすすめる			
		周知の埋蔵文化財包蔵地の届出手続きを徹底する			
		所有者の意向を踏まえ、史跡への追加指定を目指す			
		自然公園や森林など関連法令の運用主体との協力により、保存管理を実施			
	区域別の保存管理	関係機関や部署、地域と情報共有・連携・協力により保存管理に取り組む			
		構成要素のデータベース化を行い活用する			
区域ごとの地権者が主体となって定期的な見回り及び清掃、自然災害後の見回りを行う					
現状変更等の取扱い基準	現状変更等の取扱い基準に基づいて遺構の保存に努める				
	現状変更等の取扱いについて必要に応じて見直す				
追加指定の進め方	保護を要する範囲の見直し及び追加指定				
	発掘調査において重要な遺構が確認された際には追加指定の検討を行う				
公有化の進め方	史跡の保存活用に必要範囲については計画的な公有化を検討する				

2. 調査・研究

			第1期		第2期以降
			前半	後半	
調査研究のための体制整備	筑紫野市、太宰府市をはじめとした行政と関係機関、研究者の連携による継続して調査・研究の推進				
総合的な調査・研究の推進	考古学的な調査・研究				
	指定地山内の遺構の図化（劣化が顕著な箇所石垣や階段等）を積極的に進める				
	歴史学的な調査・研究				
	土木・建築学的な調査・研究				
	民俗調査・研究				
	自然環境調査・研究				
調査成果の管理と公開	これまでの調査成果を総合的に管理・公開する体制を構築する				
	追加指定を行う場合、調査報告書を作成、公開する				
	調査・研究及び整備の成果を、インターネット等も公開手段として検討して、報告・公開する				
	関連資料をデータベース化し公開する				
	調査成果を管理・公開する体制について必要に応じて見直しを図る				
	整備に伴う調査を実施した場合、調査報告書を作成、公開する				
	総合的な報告書を編纂、公開する				

実施期間
 準備期間（条件が整えば実施へ移行）
 継続期間（必要に応じて継続する）

3. 活用

		第1期		第2期以降
		前半	後半	
情報発信の推進	史跡解説員の育成を行う	●●●●●●	—————	-----
	2市や関係機関で連携してHP掲載や関連施設でのパンフレット、学習シートを設置する	—————	-----	-----
	サインを設置する	●●●●●●	—————	—————
	多言語での解説書を作成する	—————	—————	—————
	安全面の注意喚起を実施する	—————	—————	-----
	追加指定があれば、記念して事業を検討・実施する	—————	—————	—————
	史跡の山としての山歩きルートガイド用映像の作成、インターネットを利用した公開（YouTube等）を行う	—————	-----	-----
	周辺山岳信仰遺跡と連携した活用を検討する	—————	—————	—————
学校教育・生涯学習との連携	学校教育や生涯学習と連携した学習機会の提供や観光や健康推進事業との連携を検討する	—————	—————	-----
	他部署との連携事業検証・再設計して実施する	—————	—————	—————
地域との連携	地域住民の積極的な参加による地域の活性化	●●●●●●	—————	—————
多様な史跡との連携	両市内には重要な史跡が多数あり、それらと連携を図り、回遊性を持たせる	—————	—————	—————




4. 整備

		第1期		第2期以降
		前半	後半	
防災・減災対策	防災・減災対策に必要な各種調査を進める	—————	—————	—————
	調査の成果を踏まえ、防災・減災対策を行う	—————	—————	—————
	仮設的な施工による危険箇所の養生を行い、必要箇所の遺構の保護を実施する	—————	—————	—————
	調査成果、整備計画をもとに、災害被災箇所等で緊急性の高い箇所では防災・減災に配慮した整備工事を実験的に行う	—————	—————	—————
	先行工事の成果を検証・分析し、本格的な整備工事を行う	—————	—————	—————
整備計画の策定	整備計画の前提条件を定めるため、関係者会議を定例で開く	—————	—————	—————
	関係者会議で十分な議論を経たうえで両市と地権者による協議会を立ち上げる	—————	—————	—————
	有識者による委員会を設置し、整備計画の策定を行う	—————	—————	—————
	必要に応じて整備計画を見直す	—————	—————	—————
	既存整備の維持・改修について検討する	—————	—————	—————
保存のための整備	遺構や石垣、雨水経路の劣化箇所について工事を行う	—————	—————	—————
	災害発生個所で防災・減災に配慮した整備工事を実験的に行う	—————	—————	—————
	史跡内での禁止事項や注意サインを設置する	—————	—————	—————
	先行して行った実験的整備の検証・分析を行い、本格的な整備工事を行う	—————	—————	—————
活用のための整備	史跡の価値を伝える解説サインを設置する	●●●●●●	—————	—————
	坊跡の復元整備を行う	—————	●	—————
	多様な来訪者のためのガイダンス施設を設ける	—————	●	—————
	筑紫野市側に駐車場・多目的広場を設ける	—————	●	●
	管理上必要な便益施設等の整備、維持管理、更新	—————	—————	—————

実施期間
 準備期間（条件が整えば実施へ移行）
 継続期間（必要に応じて継続する）

4. 整備

		第1期		第2期以降
		前半	後半	
各地区の整備	a. 上宮地区			
	上宮建造物と基礎等の破損調査、耐震診断等による安全性の確認協議を進める。		-----	-----
	b. 愛嶽山頂地区			
	崩壊の危険性のある建造物の除却を協議する	=====		
	ルートへの補修		=====	
	ルートへの整備			=====
	c. 登拝道			
	脆弱な道の補強	=====		
	土砂に埋まった側溝の確認、機能回復	=====	=====	
	緩んだ階段の修繕		=====	
	本格的な復元整備			=====
	d. 西院谷地区			
	支障木の除却	=====		
	雨水経路の保全	=====		
	石垣の修復		=====	
	雨水経路の整備（修理・改修、場合によっては新設）		=====	
	本格的な復元整備			=====
	e. 東院谷地区			
	支障木の除却	=====		
	雨水経路の保全	=====		
	石垣の修復		=====	
	雨水経路の整備（修理・改修、場合によっては新設）		=====	
	本格的な復元整備			=====
	f. 本谷地区			
	遺構面の保護盛土	=====		
	劣化箇所の補修		=====	
	地権者と協議し、遺構面の保護をした上で、遺構表示を行う			=====
	礎石復元、建物範囲の明示、土壇の復元、土壇階段の復元を行う			=====
	g. その他の山中地区			
	見学ルートへの補修・案内サインの整備	=====	=====	=====
	h. 下宮地区			
	支障木の除却	=====		
	下宮礎石建物跡解説板の設置	=====		
解説板の設置		=====		
破損土壇の修復（盛土）や礎石の復元、建物範囲の明示等を行う			=====	
i. 大門地区				
史跡解説板の設置	=====			
公有化の推進		=====		
保存整備			=====	

 実施期間
 準備期間（条件が整えば実施へ移行）
 継続期間（必要に応じて継続する）

5. 運営・体制の整備

		第1期		第2期以降
		前半	後半	
管理組織の立ち上げ	史跡の保存活用に関する方針を一元的に検討・決定するために、協議会（仮）を地権者と行政で立ち上げる 中期以降は組織の維持を図る			-----
	継続可能な日常管理を行うために必要な体制について十分に協議し、支援団体の組織化を図る			
	関係組織の見直しを図る			-----
内部の体制の拡充	文化財技師、歴史学や民俗学、宗教学などの学芸員など事業従事する人員確保		-----	
横断的な情報共有の推進	関係機関・部局と横断的な情報共有を行う体制を構築する（第2期以降も維持する）	-----		
	山に係る民間団体との関係の構築を図る	-----		
	山に係る民間団体との関係の組織化を図る	-----		
	関係組織の見直しを図る			-----
計画管理	5年目で計画の実施状況を分析し、必要があれば見直しを図る。この間に追加指定があれば、その範囲について位置づけ、取り扱い等の見直しを図る			-----

----- 実施期間
 ----- 準備期間（条件が整えば実施へ移行）
 継続期間（必要に応じて継続する）

第2節 計画の見直し

本計画の見直しは10年で実施する。ただし、遺跡の現状の変化、調査・研究の進捗、周辺環境や社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じて行う。計画策定後5年目で計画の進捗状況を分析する。追加指定があればその範囲について、計画の中で位置づけや取り扱い等の見直しを図る。

見直しは有識者や委員会、国・県の助言を得ながら両市で連携して地権者、関係機関の理解と協力のもとに行う。

